

第6回石川県内水面漁場管理委員会議事録

1 日時及び場所

令和3年10月26日(火) 13時30分
石川県庁 11階 1101会議室

2 招集者の氏名、議事事項及び通知を發した年月日

(1) 招集者氏名 会長 八田 伸一

(2) 議事内容

- ①第15次内水面漁業権切替スケジュールについて
- ②その他

(3) 通知を發した年月日 令和3年10月19日

3 出席委員(8名)

会長	八田 伸一	会長代理	河本 幸治
委員	國盛 孝昭	委員	林 紀代美
〃	森 信子	〃	河西 秀晃
〃	島田 明子	〃	加藤 唯央

4 欠席委員 金田 一義、柳井 清治

5 説明員等

県水産課 武田次長、田中課長補佐、坂本主任技師
事務局 福嶋局長、大内局次長

6 議事の顛末

別紙のとおり

7 結果概要

(1)第15次内水面漁業権切替スケジュールについて
水産課から説明を受けた。

(資料-1)

(2)その他

特になし

8 閉会の日時

令和3年10月26日 14時10分

第6回石川県内水面漁場管理委員会の議事の顛末

福 嶋 局 長

定刻となりましたので、ただ今から第6回内水面漁場管理委員会を開催します。

本日は、金田委員、柳井委員から欠席の連絡を受けております。それでは、開会にあたり、八田会長からご挨拶をお願いします。

八 田 会 長

皆様、ご苦労さまです。

10月も後半になりましたが、10月1日から溪流釣りの対象となっていたイワナ、ヤマメ釣りは禁漁期に入っております。ということで、内水面の釣りはほとんど、シーズンオフという形になっております。

私共の金沢漁業協同組合では、毎年、9月の後半に犀川の下流域で重機を使いまして、アユの産卵場となっている場所で、砂利の泥を落としてアユが産卵しやすいような環境を整備しております。

その後、10月に入りまして、中旬が産卵のピークとなり、今頃の下旬が終盤になっていると思います。

アユは産卵が終わって、3週間程するとふ化して海に降下しますが、金沢漁協では産卵場の整備の他に、雌アユ、雄アユ共に30尾の卵を人工受精させて、その受精した卵をシュロに付けて川に漬けております。この作業は、大豆田大橋の下に堰堤がありまして、ここでを行っています。

今年もその作業を行ってございまして、重量換算しますと約100万粒の受精卵が採れたこととなります。そのうち、どれだけの卵がふ化して、どれだけの数が戻ってくるのかは不明なのですが、毎年同じことを繰り返していることで、今年も天然のアユが多く遡上しました。

ところが、遡上したアユが多すぎて、10cm前後のアユも多いのですが、この小さなアユは産卵する時期も遅いために、雪見橋といった犀川の中流域に留まっております。また、そういったアユを網で獲りますと、雌アユは真っ白な綺麗な状態ですが、雄アユは黒くなって錆色になってきております。

こういった産卵作業が、来年の春の天然遡上のアユにつながっていくのだらうと思いますし、こういうことはずっと続けていきたいと思っております。

後は、11月から12月には山中の内水面水産センターで作っているサクラマスが発眼卵を犀川の内川に放流してございまして、1年の行事が終わります。ということで、漁業協同組合の現状を申し上げます。

本日の議題は、「第15次内水面漁業権切替のスケジュール」についてということで、内水面漁業協同組合にとっては、大変重要な事柄であります。

内水面漁業権の免許期間は、共同漁業権が10年、区画漁業権が5年ということで、今回は、10年に一度の切替ということになります。

委員の皆様には、本日の切替のスケジュールについてお聞きいただき、スムーズな切替が行われるようにしたいと考えております。本日は、よろしく申し上げます。

福 嶋 局 長

ありがとうございました。

議事に入る前に、資料の確認をしたいと思います。

最初に、次第、次に資料-1として「第15次内水面漁業権切替作業のスケジュールについて」、参考-1「内水面における漁業権」をお配りしてあります。

以上ですが、お手元にそろってますでしょうか。

それでは八田会長、議事の進行をお願いします。

八 田 会 長

それでは、本日の議事録署名人を國盛委員と島田委員にお願いします。

[両委員了承]

八 田 会 長

ではさっそく議事に入ります。

最初に、議題1の「第15次内水面漁業権切替のスケジュールについて」水産課より説明をお願いします。

坂本主任技師

水産課の坂本です。

本日は、第15次内水面漁業権の切替について、そのスケジュールをお話しさせていただきます。よろしく申し上げます。

お手元の資料をご覧ください。本日、メインの説明は切り替えの事務作業の日程になりますが、この更新作業は共同漁業権については10年に1回とあまり頻度が多くないものですから、本日ご出席の委員さんの中にははじめて更新事務のことに触れられるかたもいらっしゃるかと思います。

そこで、前段として内水面における漁業権について、別紙参考資料にてご説明した後、その切り替え作業のスケジュールについてご説明させていただきます。

それでは、お手元の参考-1と書いてある資料をご覧ください。

まず、漁業権についてご説明いたします。漁業権とは、漁業法において定められる海面または内水面における採捕や養殖行為にかかる権利で、①特定の水面において、②特定の動植物を③一定の漁法で採捕または養殖を排他的に行う権利です。

この権利は、行政庁がつくる漁場計画というものに基づき、免許されるものですので、慣習等によって取得されるものではありません。

また、あくまでも採捕または養殖業を行うことができるという権利ですので、水域を占有できるものではありませんので、その点ご留意いただければと思います。

漁業権が免許されるものとしては、当該水面における漁業を管理している漁業協同組合が主に該当します。

漁業権にはいくつかの種類があり、一定区域の水面を共同で利用するための共同漁業権、養殖業を営むための区画漁業権、定置網漁業を営むための定置漁業権があります。

このうち、共同漁業権の中にも第1種から第5種まで様々な漁業形態に関する漁業権の種類がありますが、本県における内水面に関係するものは、第5種共同漁業権、区画漁業権になります。

県内では、第5種共同漁業権を14漁協に、区画漁業権を1団体に免許しており、漁場としては合計で25漁場に漁業権が設定されております。

設定河川及び漁業権者の一覧表を3ページに、その区域図を4ページに添付しております。区域図については、漁業権対象区域を青く塗っておりますので、ご参考までにみてください。本県の主要河川である手取川をはじめ、八田会長が所属する金沢漁協が管轄する犀川、浅野川、森下川にも漁業権が設定されているほか、ここに出席されております、河西委員の所属する大杉谷川漁協、加藤委員の所属する白峰漁協、国盛委員の所属する柳田河川漁協にも漁業権が免許されております。その他の河川・湖沼についてはご参考まで、後程確認していただければと思います。

区画漁業権については、七尾の天津潟で唯一、ウナギを対象魚種として養殖をしている団体に漁業権が免許されております。

この内水面における漁業というものは、海面とは違った特殊性があります。そのため、特有の制度となっているのですが、それらの点に触れながら内水面に漁業権を設定する意義というところをご説明します。

内水面は海面に比べて魚の量が少なく、再生産量も多くありません。また、川や湖など、採捕が比較的容易なため、漁獲圧の影響を受けやすく、資源も減りやすいという特徴があります。

また、専門的に漁業を営む方が非常に少ない一方で、一般の釣り人（遊漁者）が多いという状況であるため、資源の増減に一般の手が広く関わることとなります。そのため、各水面で資源の管理や増殖に関わる者を整理しておく必要があります。

この様な事情から、第5種共同漁業権を免許された漁協には対象魚種の増殖義務というものが課せられますが、その取組みを行う経費として、組合員から集めた経費とあわせて、漁業権区域内で釣りを楽しむ遊漁者から徴収した遊漁料を充当しております。これにより、水面を利用する関係者みんなで増殖の取組を実施できるようにしております。

ちなみに増殖義務とは、仔魚や受精卵、親魚の放流、産卵場造成などの積極的かつ人為的な行為で水産動植物を増加させることをいいます。漁具、漁法等の制限などは含まれません。

区画漁業権については、海面や湖沼において養殖業を営む者を他の者から保護するために設定されているもので、陸上養殖や個人所有の池等で養殖される場合は漁業権の取得は不要となっております。

漁業権をめぐる事情の一つとして、令和2年12月1日付で漁業法が改正されておりますが、その際に漁業権に関する事項で追加された項目がいくつかございますので、その内容をご説明します。

まず、漁場計画作成において利害関係人からの意見聴取が必要となりました。これは、漁業権区域において、適切かつ有効に漁場を利用しているか、客観的な意見を踏まえて計画を作成するというものです。利害関係人とは、主に漁業を営む者または営もうとする者、船舶の運航者など、水面を利用する方全般になります。聴取の方法としては、パブリックコメントが適切と思われるので、今回の更新スケジュールの中にもパブリックコメントの期間を盛り込んでおります。

なお、参考まで漁場計画の例として、5～6ページに現行の漁業権別免許内容の一部を添付しております。内容としては、漁業権対象魚種及びその採捕時期、区域の位置等になります。

次に、漁業生産力の発展に関する計画についてですが、こちらは各漁協における増殖等の取組を計画として記載し、可視化するものであります。計画の作成については、昨年度1月に各漁協さんへの説明会を開催しており、既に作成、ご提出いただいているところであります。

最後に資源管理状況の報告に関することということですが、こちらは漁業権における漁獲量の状況等をご報告いただくものです。内水面漁業者については、遊漁料の販売実績や各組合員の採捕または増殖日数などについて報告を頂くことになっております。こちらの報告については、これから実施する漁業権切替の説明会などの際に報告様式などをお示ししたうえで作成、ご報告に向けた作業のご説明をしていこうと考えております。

漁業権に関するご説明は以上になります。

ここまでで、ご質問があればお受けします。

八 田 会 長

それでは、ここまでの説明について、ご質問等はございませんか。

福 嶋 局 長

少し、補足説明をします。

4ページの地図を見ていただきたいのですが、漁協長さんは十分におわかりだと思いますが、海面の漁業権では、海岸を区切って行われますが、河川の場合は山の上から海の河口までということで、立体的に分かれております。

一番、一般的なパターンというのは、地図の一番下に大聖寺川という河川がありますが、1つの河川で漁協が上流から下流まで管理されているという一番わかりやすいパターンです。

大聖寺川の隣に柴山瀉と動橋川とありますが、川があつて瀉があつて海に流れていますが、瀉の部分は瀉の部分で一つの漁協が管理され、その上の川の部分は川の部分で一つの漁協が管理されております。

手取川ですと、白山手取川漁協で管理されているところもあれば、上流なれば白峰漁協が管理されておまして、大日川では新丸

漁協が管理されているところがあります。ということで、一つの大きな河川の水系をいくつかの漁協が分けて管理されているというところもあります。

また、八田会長のいる周辺ですと、浅野川、犀川、森下川と河川をいくつか一緒に束ねて複数の川を管理されているところもあります。

だいたい川の環境ですとか、潟の様子によって一括りになっているということで、國盛委員の町野川のように、上流と下流で2つの漁協が分かれて管理されていますが、一つの川を2つの漁協が共同で管理をされているということもございます。

こういったことで、川上から川下までを川の地形ですとか、そういったものに分かれて、棲んでいる魚によって分けて管理されているということで、内水面の漁業権が設定されているという状況になっております。

八 田 会 長

それでは、続けてスケジュールの説明をお願いします。

坂本主任技師

それでは、スケジュールのご説明に移ります。

資料-1をご覧ください。第15次の漁業権切替の作業スケジュールということで、日程表を記載しております。切り替え作業のなかには、貴委員会への諮問や公聴会の開催など、内水面漁場管理委員会が関係する部分もございますので、その部分は四角枠で囲ってあります。

表には、年月、項目、作業内容、実施主体と記載しておりますが、まず令和3年度については、現状の漁業権遊漁実態把握ということで、この漁業権切替に関する説明会、スケジュール説明と調査票の配付、漁業権行使状況・遊漁状況調査票の記載・提出を受ける。また、それに基づく漁協との面談、具体的な内容を聞いていく作業を水産課の方で行います。

そして、真ん中の欄の漁場計画の樹立という項目になるのですが、これが来年度明け4月から9月一杯くらいまでに予定しております。まずは漁場計画樹立にかかる関係機関との協議を行い、基本方針を策定し、4月中にパブリックコメント（利害関係人からの意見聴取）の実施、そういう作業を水産課で行います。そして6月下旬に漁場計画の原案の策定、その上で内水面漁場管理委員会への諮問ということを考えております。

それを受けて内水面漁場管理委員会では、8月下旬に公聴会を開催し、公聴会を終えて答申、答申を受けて県の方で漁場計画の決定告示という作業になります。9月以降は令和4年12月一杯までに作業を終えてしまわなければいけませんので、事務的な作業として、9月下旬には漁業権免許、行使規則及び遊漁規則認可申請書手引を送らせていただきまして、漁業権免許申請の事務説明会を開催させていただきまして、そして10月には漁業権免許、行使規則及び遊漁規則認可申請書を県に提出していただきます。

それを受けまして内水面漁場管理委員会に対しまして、免許申請者の適格性・優先順位及び遊漁規則を諮問するという作業がございます。その答申をいただきました後、免許者の決定ということになります。ここまですが来年一杯の作業になります。そして漁業権が令和5年1月1日から新たな第15次の漁業権という形になります。スケジュールとしては、こういう流れを予定しております。

漁協さんに対して調査票の配布、漁業権行使状況・遊漁状況調査票を記載・提出していただくということをご説明しておりましたが、その具体的な中身については説明会で個別にご相談していこうかなというふうに考えております。今後、これらについて県内水面漁連と相談しながら日程調整し、説明会の開催を考えているところでございます。

大まかなスケジュールの説明は以上となります。

福 嶋 局 長

少し、補足させていただきますと、漁場計画というのは、参考1の5～6ページに示しておりますように、何の漁業か、漁業の時期はいつからいつまでか、場所はどこで、どういう区域とする予定かということ、県の水産課の方で案を作成します。

なお、漁業法の改正に伴う新しい手続きとして、内水面漁業場管理委員会に諮問する前に、まず、県の方でパブリックコメントをして、一般の方に示して、ご意見をいただくということを一度します。

それから、内水面漁場管理委員会に対して、パブリックコメントもいただいたので、それを踏まえて諮問をします。

それから、皆様にご意見をいただくのですが、今度は委員会としても、一般の方から意見を聴くということで公聴会というものを、前回ですと能登地区で1回、加賀地区で1回と2回に分けて行っております。

委員の皆様も2手に分かれていただいて、参加していただいたと思います。その時には、日程ですとか、どちらの方で参加いただくかという形をご相談いただくことになると思います。

その際は、組合長を兼ねておられる委員の皆様は、自身の関わりのあるところには入らないので、別のところに行くようなイメージで出席いただければと思います。

まず、計画の内容は、それで妥当ということになれば、県の方で正式に決定をして告示をします。その計画に対して免許を受けたい方は、申請を出してくださいということで、次に組合からあがってきた申請を、委員会の方では申請者が妥当かどうかということで意見をいただくということで審議をいただくということになります。

それが終わりました、免許を確定するという流れになっております。

なお、組合長を兼ねておられる委員につきましては、漁場管理委員としての業務と免許を申請する組合の作業とが重複する分もありますが、その辺は担当の方からご相談させていただいて、作業を進めてまいりますので、ご協力の方をお願いいたします。

そういった内容で、スケジュールの方は来年の12月の末で完了して、1月1日からは新しい漁業権の免許のスタートという形で進めたいと思います。以上です。

八 田 会 長

それでは、ただいまの説明でよろしいでしょうか。
大変な作業が待っておりますが、そういったことを審議しなくてはならないということで、よろしくお願いします。

八 田 会 長

それでは、次に、議題2の「その他」ですが、委員の皆様から何かございませんか。

[質問等なし]

八 田 会 長

皆様から無いようであれば、私の方から言い忘れたことがありますので、少しお話しします。

金沢漁協で犀川の山側環状線の橋から300m程の上流部に深い淵があります。そこで、アユの毛針釣りを行っていた人が、アユが毛針で釣れたと思ったら何かがバクッと食べて頭だけしか残ってこないという話をしていました。

11月4日に内水面水産センターの所長と職員の方に来ていただきまして、川幅一杯に餌を付けた針を50個下げてはえ縄漁法を実施することとしています。

多分、ブラックバスの大きなものが来て、バクッとくわえているのではないかと思っています。

新聞にも、こういうことは滅多にしないことですから、情報提供したいと思っています。

なお、そこはサクラマス釣りの人が来ておりまして、その人が深さを測ったところ、6～7mもあるとのことでした。

もしかすると、外来魚ではない魚がいるのかも知れませんが、その魚を退治したいと思っています。

八 田 会 長

それでは、他になければ、事務局からお願いします。

大 内 局 次 長

次回の委員会について案内させていただきます。

今回は、11月30日(火)の13時30分から県庁11階の1101会議室で開催いたします。

なお、コロナウイルスの感染状況をみまして、日程や会議場所に変更が生じた場合には、先にご連絡をさせていただきます。

よろしくお願いします。

八 田 会 長

皆様よろしいでしょうか。

[全員了承]

八 田 会 長

それでは、以上で本日の委員会を終了します。

ご苦労さまでした。

以上、会議の顛末を記録してその正当であることを証するため署名をする。

会 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____